

半田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第二十号

半田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

半田市営住宅条例施行規則(平成九年半田市規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第八号ロ中「第十条第一項」の次に「又は第十条の二」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

第十条を次のように改める。

(緊急連絡人の届出)

第十条 入居決定者は、緊急時において連絡を受ける者であつて入居する市営住宅に同居する者以外の者(以下「緊急連絡人」という。)を定め、緊急連絡人届(様式第九)を条例第十二条第一項第一号の規定により請書を提出する際に併せて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、緊急連絡人を定めないことができる。

第十一条を次のように改める。

(緊急連絡人の変更等)

第十一条 入居者は、緊急連絡人に次の各号のいずれかに定める事実が発生したとき、又は緊急連絡人を変更しようとするときは、遅滞なく、新たに緊急連絡人を定め、緊急連絡人変更届(様式第九の二)を市長に提出しなければならない。

一 死亡したとき

二 住所又は電話番号が不明になったとき

三 入居者と同居することとなったとき

2 入居者は、緊急連絡人が氏名、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく、緊急連絡人氏名・住所等変更届(様式第九の三)を市長に提出しなければならない。別表第一君ヶ橋の項中を次のように改める。

君ヶ橋 ○・七五

様式第八を次のように改める。

(別紙のとおり)

様式第九を次のように改める。

(別紙のとおり)

様式第九の次に、次の二様式を加える。

(別紙のとおり)

様式第十四の二を次のように改める。

(別紙のとおり)

様式第十八を次のように改める。

(別紙のとおり)

様式第二十九を次のように改める。

(別紙のとおり)

様式第三十を次のように改める。

(別紙のとおり)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。